

ご存知ですか？

# 家庭裁判所の成年後見の手続き

最近、母が認知症になり、判断や記憶がしっかりしていないようで心配です。悪質な訪問販売や住宅リフォームなどの契約を結ばされないかしら……。

母の権利がきちんと守られるようにするには、どうしたらいいのでしょうか？



息子は、知的障がいを持っています。今は私が元気だから自宅で一緒に生活できるけど、今後、私が面倒をみられなくなった場合、施設への入所などが必要になるかもしれない……。

息子の生活や気持ちに配慮しながら、息子に代わって入所契約などを結んでくれるような人を選ぶことはできないのでしょうか？

認知症の父の入院費用を払うために、父名義の定期預金を解約して資金を作る必要があるのです。

でも、勝手に父の定期預金を解約することなんてできないし、どうすればいいのでしょうか？



認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方は、家庭裁判所の

## 成年後見の手続きを利用できます

成年後見の手続きにより、成年後見人などが選ばれます。

成年後見人などは、本人の気持ちを尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、契約などを代理し、本人の財産を管理することによって、本人の権利を守ります。

詳しくは最寄の家庭裁判所にお問い合わせください。(富良野市弥生町2 55 ☎22- 2209)